

東京外国語大学戸田合宿研修所 使用に関する取扱要項

〔昭和52年 5月10日〕
制 定

改正 平成元年 2月 1日 平成 8年 1月 9日
平成 8年 9月10日 平成 9年 4月15日
平成11年 4月19日 平成12年 4月 1日
平成13年 4月 1日 平成14年 7月22日
平成15年 6月 2日規則第39号 平成16年 4月 1日規則第162号
平成26年 3月11日規則第12号

(趣旨)

第1条 東京外国語大学戸田合宿研修所（以下「合宿研修所」という。）の使用については、別に定めるもののほか、この取扱要項の定めるところによる。

(目的)

第2条 合宿研修所は、漕艇を中心とした正課体育、課外活動等のために使用させる。

(管理)

第3条 合宿研修所の管理運営は、学長が指名する副学長（以下「副学長」という。）が行う。

(使用者)

第4条 合宿研修所を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学生及び職員
- (2) 副学長が適当と認めた者

(使用申込)

第5条 合宿研修所を使用しようとする者は、原則として使用予定日の5日前までに使用申込書（別紙様式1）を学生課に提出しなければならない。

(使用許可)

第6条 前条の規定による使用申込みについて副学長が適当と認めたときは、使用許可書（別紙様式2）を交付する。

2 副学長は、前項の規定による許可に際し、必要があると認めたときは、使用の条件を付すことがある。

(使用料の納付)

第7条 第4条第2号に該当して使用の許可を受けた者は、直ちに別表に定める施設使用料を、会計課に納付しなければならない。

2 既納の施設使用料は、返還しない。

(使用上の注意)

第8条 使用者は、この取扱要項に定めるもののほか、次の各号に定める事項を遵守し、施設・設備又は備品等を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた者は、使用許可書に記載された目的以外に使用しないこと。また、他の者に転貸使用させないこと。

- (2) 施設・設備又は備品等を損傷、紛失又は汚損しないこと。損傷、紛失又は汚損したときは、その原状回復に必要な費用を弁償すること。
- (3) 火気及び盗難については、十分に注意し、特に火気取扱には、一層注意すること。
- (4) 寝具その他備え付けの器物等は、各自責任をもって取り扱い、使用後は必ず使用前の状況に復しておくこと。
- (5) 施設内の清掃及び室内の整理、整頓には充分注意すること。
- (6) ボートを使用する場合は、必ず端艇部員の指導の下に漕艇を行うこと。
- (7) 運営費及び付帯使用料については、学生課学生係へ納付すること。
- (8) その他学生課職員の指示を守ること。

2 使用者が、故意又は過失により施設の設備又は備品等を破損、紛失又は汚損したときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 副学長は、使用の許可を受けた者が使用許可条件に違反し、又は管理運営上支障があると認めたときは、使用の中止を命じ、又は許可を取消すことがある。

(事務)

第10条 合宿研修所に関する事務は、学生課で処理する。

(細目)

第11条 この取扱要項に定めるもののほか、合宿研修所の管理運営及び使用に関して必要な事項は、副学長が定める。

附 則

この規程は、昭和52年5月10日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成8年1月9日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

2 改正前の別紙様式1については、平成7年3月31日に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この規程は、平成8年9月10日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成9年4月15日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成11年4月19日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年7月22日から施行し、平成14年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年6月2日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年3月11日から施行し、改正後の東京外国語大学戸田合宿研修所使用に関する取扱要項の規定は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人東京外国語大学戸田合宿研修所使用心得（昭和52年5月10日制定）は、廃止する。

別表

戸田合宿研修所使用料金表

	宿 泊 料 金	摘 要
施 設 使 用 料	1 人 1 泊 1 2 8 円	
運 営 費	1 人 1 泊 2 0 0 円	
付 帯 使 用 料	枕カバー、シーツの洗濯代（実費）	

施設使用料については、会計課出納係へ、運営費及び付帯使用料については、学生課学生係に納付するものとする。

(別紙様式1)

戸田合宿研修所使用申込書

年 月 日

東京外国語大学副学長 殿

申込責任者氏名 _____ 印

学部 課程・学科 (語・ 地域)

研究科 専攻

年 (年次入学)

課 (室) 係

下記のとおり申し込みいたします。

目 的	
使 用 日 時	年 月 日 午前、午後 時から 年 月 日 午前、午後 時まで
責 任 者 連 絡 先	TEL
参 加 人 員	外 名別紙のとおり
備 考	

(別紙様式2)

戸田合宿研修所使用許可書

年 月 日

申込責任者 殿

東京外国語大学副学長

印

目 的	
使 用 日 時	年 月 日 午前、午後 時から 年 月 日 午前、午後 時まで
責 任 者 連 絡 先	TEL
参 加 人 員	責任者氏名 外 名
備 考	

- 注 (1) 使用の許可を受けた者は、使用許可条件並びに東京外国語大学戸田合宿研修所使用に関する取扱要項第8条各号の定めを厳守すること。
- (2) 合宿研修所の鍵は、申込責任者が責任をもって保管し、合宿終了と同時に学生課に返納すること。